

SPC（大阪 IR 株式会社）の事業前提条件に基づく解除

夢洲 IR カジノの工事着工が 2024 年夏ごろに予定されている。SPC(大阪 IR 株式会社) は 2026 年 9 月末まで、違約金なしで撤退できる「解除権」を設定している。工事着工には土地引渡しが必要であり、その際は事業前提条件が充足され、解除権が失効となる。SPC と大阪府が締結した実施協定書の関連条項を記録しておく。（一部を略）

実施協定書第 99 条の 2

1 SPC は、次の第 1 号乃至第 7 号の条件（以下「本条件」という。）のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、府に対し、解除の効力発生日の 3 か月前までに、解除の効力発生日及び成就しないと判断した理由を書面により通知するものとし、この場合、府に対する当該通知をもって当該効力発生日において本実施協定を解除することができるものとする。但し、解除の効力発生日は、2026 年 9 月末日以前の日とする。なお、本条件のいずれかが成就していないか否かの判断は、SPC が、本条件の成就のために府及び市と相互に緊密に協力・連携するとともに合理的に可能な範囲で努力を行った上で、誠実かつ合理的な裁量により行うものとし、また、全ての条件を一定程度充足しているものの各条件の充足度を総合的に考慮すると設置運営事業の実施が困難であると SPC が誠実かつ合理的な裁量により判断する場合には、本条件の不成就とみなす。

「本条件」は次の 7 条件

- (1) 税務上の取扱い
- (2) カジノ管理委員会規則
- (3) 資金調達
- (4) 開発
- (5) 新型コロナウイルス感染症
- (6) 財務
- (7) 重大な悪影響

4 SPC は、第 1 項なお書きに従い、本条件の一部が終局的に成就していると判断する場合又は本条件の一部を放棄する場合、府及び市に対して、速やかにその旨を書面で通知するものとし、当該通知がなされた条件は当該通知日をもって成就したものとみなされる。

5 SPC は、本実施協定の発効日から本条件解除期限までの間、第 1 項なお書きに従って本条件の全部が成就したと判断する場合、又は成就していない本条件（前項に基づき成就したとみなされる場合を除く。）の全部を放棄する場合には、府および市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、当該通知の到達をもって本条件解除権は失効するものとする。

(2023 年 12 月 4 日)